

## まちづくりについて

◎国は地方の人口減少対策として、20万人の中核都市を創っていくということである。本市も2040年には、現在の30%が減になるといわれているが、人口減少をどのようにくいとめていくのか。人口減少の歯止めのために行政がやっていることはあるのか。

<回答>

他市との差別化を図ることで、市に定住していただくことが必要であると考えています。本市においては、全国的にも数少ない高度救命救急センターの指定を受けている徳島赤十字病院をはじめ、すぐれた医療施設等があり、このような医療環境が整っているところに住む安心感は大きなメリットになると思われます。

こうした利点を生かし、さらには福祉・保育そして教育を充実し、子育てしやすいまちとして、他市との差別化を図ることで、子育て世代の方が小松島市を選んで住んでいただけるように取り組んでいます。

一例として、本年度（平成26年度）から第3子以降に係る保育所保育料を独自に無料化するなどの子育て支援策を実施しています。

また、現在、平成27年度から本格施行が予定されている「子ども・子育て関連三法」により、「次世代育成支援後期行動計画」の検証とともに、「子ども・子育て支援事業計画」を策定中であります。

◎金磯町は行き止まりが多いので、道路、排水等の整備をしてほしい。

<回答>

金磯町の市道の整備については、道路冠水や巨大地震に伴う避難路として、幹線月ノ輪金磯線の踏切付近の拡幅等に取り組んでおり、今後においても、効率的で機能的な交通網の構築を図っていきたいと考えています。

排水路整備については下水道事業により金磯南雨水ポンプ場及び金磯2号雨水幹線の整備を行いました。今後においては、幹線水路に接続する枝線水路について整備していく予定です。

◎金磯まちづくり事業は現状に合っていないため、条例を見直してほしい。

<回答>

金磯地区まちづくり事業については、地区整備計画策定から約30年が経過していることからこれまでの整備の効果等を確認しつつ、必要に応じて改善措置等を検討し、整備計画の再評価をしなければならぬと考えています。まちづくりに対する地域の方々のご意見、ご提案をいただきながら、金磯地区まちづくり計画について考究していきたいと考えております。

◎月ノ輪金磯線道路の踏切付近等の拡幅をしてほしい。

<回答>

幹線月ノ輪金磯線の踏切付近等の拡幅については、昨年度から鉄道管理者であるJRと協議を進めており、今年度においても現地測量及び設計に着手しています。今後においては、本格的な事業化に向け、測量及び設計がある程度進んだ段階で、JRとの協議設計や地権者並びに地元関係者との協議を進めていく予定です。

◎田野からの水、もの等、多く金磯方面に流入してくる。JR線路より越水するのを止めてほしい。

<回答>

8月の豪雨のような場合に田野町側より雨水がJR線路を越水してくることを止めるのは困難ですが、越水先である金磯地区の浸水対策については、金磯南雨水ポンプ場や雨水幹線の完成に伴い、今後は枝線水路の整備に取り組んでいく予定です。また、上流部にある二級河川恩山寺谷川においても管理者である徳島県により整備が進められています。

今後においては、下水道事業や二級河川管理者である徳島県との連携を図りながら、浸水被害の軽減を図っていきたいと考えております。

**◎芝生川の排水をよくしてほしい。県の施設（芝生川排水機場）を県に依頼して大きくしてほしい。**

＜回答＞

芝生川の排水については、河川管理者である県に対して、河道の堆積土砂の状況などの調査や浚渫工事について、働きかけていきたいと考えています。

また、芝生川排水機場を大きくすることについては、排水機場及び水門の構造耐力を含めた抜本的な施設計画が必要となることが予想されるため、これらを踏まえながら、徳島県とともに芝生川の治水安全性の向上に努めていきたいと考えております。

**◎線引きができて、50年経つが市は何かの方策をしてくれたか。市長が線引きを廃止すると決めたら廃止できるのではないか。マスタープランの見直しを情報公開するようにしてほしい。**

＜回答＞

本市は昭和46年の区域区分（いわゆる線引き）の実施後、都市の効率的な整備を行うため、市街化区域を中心に都市計画道路の整備や、市街地再開発事業、雨水ポンプ場の建設による浸水対策など市街地の整備に取り組んできました。

本市が属する徳島東部都市計画区域においては、昨年度より、徳島東部都市計画区域マスタープランの見直しに向け、都市計画基礎調査を行い、現在その分析調査を行っているところです。

都市計画基礎調査に基づく分析調査において前回の調査時との社会動態の変化等が明らかになりますので、その分析結果を踏まえて、線引きのあり方について判断していきたいと考えています。

また、区域マスタープランの見直しについては都市計画法により住民の方の意見を聞く機会を設けることとなっていますので、素案がまとまり次第公表する予定です。